

平田村後期高齢者医療保険料の収納事務の委託について

村では、収入の確保や被保険者の利便性の向上を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規程により、平田村後期高齢者医療保険料の収納事務を下記の者に委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項の規定により公表します。

- 1 委託者の所在地及び名称
東京都港区一丁目 8 番 27 号
株式会社しんきん情報サービス
- 2 対象とする保険料
平田村後期高齢者医療保険料
- 3 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 受託者が提携するコンビニエンスストア等
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、セイコーマート、ハマナスクラブ、
ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、
MMK 設置店（順不同）
- 5 受託者が提携するスマートフォン決済サービス
LINEPay（請求書支払い）、PayPay（請求書支払い）、auPay（請求書支払い）、
PayB、楽天銀行アプリ
- 6 お問い合わせ先
住民課 国保係 電話 0247-55-3112
FAX 0247-55-2452